

政府が發行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

一、去る二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第二号)

昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

以上二件 予算委員会 付託

政府が發行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案(内閣提出)(第四七号)

財政及び金融委員会 付託

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に

関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四八号)

財政及び金融委員会 付託

一、去る二十四日委員会に付託した質問主意書は次の通りである。

書道教育に関する質問主意書(中野四郎君提出)

一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

林政一般に関する質問主意書(井出太郎君提出)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。相馬助治君より、本日から五月七日まで病氣のため請假の申出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め

大阪兵庫における騒ぎより事件に関する緊急質問(前田種男君外一名提出)

○山花秀雄君 大阪、兵庫における騒

じより事件に関する緊急質問及び生産管理の問題に関する緊急質問を逐次許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め

ます。よつて大阪、兵庫における騒

じより事件に関する緊急質問を許可いたします。前田種男君。

○前田種男君登壇

○前田種男君 私は、この機会に、大

阪兵庫における騒ぎの騒じより事件

に関して、去る四月十四日から昨日ま

での出来事に対して、総理大臣、文部大臣、法務総裁の明確な答弁を求

めるものでございます。

朝鮮人の今回の問題の動機は、昭和二十一年十一月二十日附の総司令部から

の発表に基き、本年一月二十四日附で文部省から通達になつておりますところの、教育基本法に基く学校閉鎖命令が原因になつておるのでございま

等は、軍司令部の命令にもございす通り、日本の法規のもとに、日本人と同等の立場において取扱いをなさなくてはならないことは、言うまでもないのでございす。しかし、この通達が発せられた後、過ぐる三月三十日には山口で、四月十六日には岡山で、あるいは兵庫は四月十四日から引続いて、多数の代表者が、それ〴〵縣当局あるいは市当局を訪問いたしまして、いろいろこの問題の取扱いに對して嚴重な当局の反省を求めような態度に出たのでございす。そのことが繰返げられまして、去る四月二十三日には、大阪府廳に一万八千の朝鮮人を動員いたしまして、府廳の中を全部占拠するといふような状態のもとに、この問題が展開されたのでございす。

大阪におきましては、当日、わずかに二時間〴〵の間における警察当局の動員が敏速に行われ、三千数百名の警官を動員いたしまして、この問題の処置に對して万遺憾なき態度をとつたがために、非常な大問題になつたといふところまでいかずして、二十三日には一應問題が片づいたのでございす。しかし、府廳内の知事の部屋ガラス、机、その他器物が相当破壊され、双方に数十名ずつの死傷者が出たといふやうな事になつたのであります。〔死

者があるのかと呼ぶ者あり〕その翌日、この首謀者と目される人々が相当檢束されました各所の警察署に對しましても、さらに大拳して、そうした人々の釈放方を要請するといふことのために、大阪府警察署のごときは、そのために石が飛ぶといふやうなことで、これまたここで相当け人が出たといふ事実もあり、最後には解散を命ぜられるといふやうな出来事になつたのでございす。越えて昨日、一万二千といふ多数の人々が、また再び大阪府廳に集結いたしまして、そうして知事の回答を求めるといふ態度に出ましたのでございす。

さらに四月十四日から昨日までにおけるところの兵庫縣の様子を申し上げますならば、四月十四日の晩、相当多数の代表者が知事の部屋にへたりこみをいたしまして、その翌朝までがんばつて、この問題に對して当局の取消しを要請するといふ態度に出その結果、相当多数の人々が檢束された。その檢束者を導送するといふ名目と、本目的の達成のために、去る四月二十四日には大拳して縣廳に参り、ちやうど知事、市長、警察長等がこの問題について協議をしておりましたその部屋に参りまして、そうして四時間、五時間といふ長い間監禁同様の処置をし、しかも電話線まで寸断して、強制的に要求條項に對する同意を求めたのであります。そのときに強制的に要求いたしましたその條項を參考までに申し上げますと、

この際明確にいたしまして、國民の疑惑、不安を一掃せなくてはならないと私は考えます。

さらに、うわさに聞くとともに、よりますと、教日後に迫つておりますところの五月一日のメーデーにこの問題をもちこみまして、メーデー闘争の中に織りこんでやろうとする計画すら一部にあるやに承るのでございます。もし、再び三たびこうした問題が全国的に展開されることになりまると、國內の治安はまづたぐの混乱の底をつくといはれます。来るべきメーデー当日に對する対策、あるいはメーデーでなくとも、この後の問題がどうなるかというに對する當局の明確なる態度を、この際明らかにしてもらいたいといはれます。

さらに、最後に申し上げたい問題は、一休教育問題に端を発しました。が、終戦以來における日本政府と朝鮮人の問題については、幾多の問題があるのをごさいます。この問題に對する當局の態度、処置方法等は、いろいろな点で遺憾な点があつたと私は考えます。この遺憾な点に對する今後の善処、そうした方策等に對して、相当決意ある、あるいはいろいろな面から見ましたところの責任と義務を明確にした態度がなくてはならないと考えます。もし、朝鮮の人々が日本人化して、日本の法律を守り、日本の國土をみずからの國土として、今後永久に日本の社会秩序のもとにおいて生活しようという人々に對しましては、当然市民権を與えるという方法も考えられるであります。そうした方法を指導的に政府はとられなくてはならないと

考えますが、こうした態度に對しましても、政府當局がこの機会に明確にすることが時宜を得たものであらうと私は考えますが、この点に對する總理大臣、文部大臣あるいは法務總裁の答弁を明らかにして、この問題を通じて海外あるいは國內に對するいろいろ不安を一掃すべく努められんことを切に希望いたします。質問の要旨に代えます。(拍手)

○議長(松岡洋右君) 後藤悦治君。

〔後藤悦治君登壇〕

○後藤悦治君 私は、この機会に、全国的に一大センセーションを起しました今回の神戸並びに大阪におきます朝鮮人騒擾事件に對する政府の所信を伺いたいと思つてあります。

今回は、終戦後初めて進駐軍司令部から非常事態の宣言をされるというふうな、まことに日鮮兩民族のために悲しむべき事態を惹起したのでございませうが、これは私がいまさら申し上げるまでもなく、すでに皆様方は、新聞に渉外局発表が出ておりますから、あらまはし御存じであらうと存じますから、その重複を避けたいと存じます。ただこの機会に、その実情にささか言及いたしまして、私が政府の所信を質したい要點の二、三に就いてみたいと思つてあります。

御承知のごとく兵庫縣知事は、この朝鮮人学校に對するところの閉鎖命令を出したのであります。また神戸市長は、学校校舎からの立退きを要求したのであります。また市丸神戸地檢檢事は、この問題に對しますところの煽動者を檢査しておつたのであります。これが二十四日の騒擾におい

て、これらの知事、市長並びに檢事正といふ現地のそれらの担当官が、一たび断行した措置を講じて、一應それらの要求を受けざるを得なかつた。これはどういふ実情であつたか。この当日の兵庫縣廳におきます場面を、この際一言申し述べてみたいと存ずるのであります。

当日、ちやうど兵庫縣廳におきまして、兵庫縣知事並びに神戸市長、檢事正あるいは教育部長、これらの、今回の事件に關係を有しますそれらの責任者が、本問題に關してたゞ協議をいたしておつたのであります。その縣廳に、約千名ばかりの朝鮮人が押し寄せました。現在兵庫縣廳は、元の兵庫縣立第一高等女学校を、戦災後仮廳舎として使用をいたしておるのであります。これが教室を知事室に充てておられますために、知事室は一方口になつておりました。知事室と知事副室は、仮の壁が設けてあるにすぎないのでございませう。たゞこれが大勢して押し寄せましたので、知事室に闖入を防ぎますために、官房に關係をいたします縣吏員が、内部からこれを阻止せんといたしておつたのであります。この仮ドアを多数の暴力によつてまず破壊して闖入をいたしました。

次に、副室から知事室にはいりますところのこの仮障壁を、壁ぐるみ破壊をしたのであります。こうして闖入いたしました多数の暴力的行爲者は、ただちに知事の卓上にありました電話器を床上に投げつけて破壊をいたし、通信を遮断いたしました。その机の上に飛び上りまして、その辺のガラスは散乱をします。あらゆるいす類はことごとく破壊せざるはなし、こうして一つの威圧を加えまして、これらの關係者に、ただいま前田議員が読み上げられたことき要求の應請を迫つたのであります。かかる際において、この急を聞いてかけつけました少数のM・Pが、何とかこれを阻止せんとしたしたのであります。それども、これらの闖入者は、撃つなら撃てと婦人も交えて押し迫つて、このM・Pの阻止に應じなかつたのであります。こういふ状態が、遂に強行的にそれらの知事、市長、檢事正に對して要求事項を承認せしめた。こ

ういふ経過をたどつておる次第であります。

私は、一たびこれらの責任者が断行いたしました措置を、こゝういふような事態によつて撤回をいたすということについては、いかに暴力を背景とした脅迫的行爲といわなければならぬといはしめて、断固一身を挺して社会秩序と法を守るべきであつたと存じます。しかし、かような事態のもとにこれらの措置がとられましたことは、まことに遺憾にたえないのでございませう。本日新聞に報じておりますところによりましますと、政府は昨日の閣議において、これらの知事に對するところの罷免要求をいたします。罷免等を取上げられておらるる模様であります。私は、これら各責任者が、一身をささげて法の擁護と治安維持に挺身し得ざることは、まことに遺憾であつたと存じます。それども、現地のこれら責任者のそれらの処分によつて、政府の本件に對するところの責任は断じて解除されるべきものではないと考へてお

るのであります。(拍手)

私は、さきに本院におきまして、浜松事件を取上げて緊急質問をいたし、政府に警告を発しておるのでございませう。この責任は、むしろ政府が負うべきであると存するのであります。当面のこの責任に對しまして、私は政府に二つにわけてその所信を質したいと思ひます。その一は、当面の措置として政府はいかなる処置を講ぜんとするか、いま一つは、將來の対策として政府はいかなる所信を有しておるのであるか、この二つに大別をして聽いてみたいと思つてあります。

ただいま申し上げましたごとく、これら知事、市長、檢事正等現地責任者の責任はその從たるものでございまして、政府の責任といたしまして、今日の朝鮮人が自己の自由意思によつて日本に在留したしておるのでございませうからして、この朝鮮人が日本に留まります限り、どこまでも日本の法律に從わなければならないことは周知の事實であります。まず、この朝鮮人の内地在住のあり方について明らかにしておかねばならなかつたと思つてあります。それと、具体的治安維持力におきまして、今回の事件におきましても、浜松事件におきましても、國家警察と地方警察との連繫、これの有りようなどに関しまして、今後政府はいかなる方途を講じてこれらの不測の事態に備えんとするのであるか。ひとり今回のごとき問題だけでなく、新たな警察法によりますところの弱小町村の自治体警察は、その人員の寡少から、まことに警備力の手薄を露呈いたして

おるのであります。これらの地方自治警察、國家警察の一朝有事に備えする機動力の確保について、政府はいかなる具体的方策をとらんとし、政府は、御見解を伺いたいと思つておられます。政府は、この機会にこれらの措置を明確にされまして、この事件を契機といたしまして、少くとも朝鮮人が内地に居住をいたしますそのあり方を明らかにし、今回の事件によつて招来されましたところの國民不安を斷固解消せねばならぬと存じておる次第であります。

第二番目に私が伺いたいのは、これらの取締りも、また單なる断圧のみによつては相ならぬと思つて、何といたしまして、私はただいま申し述べましたごとく、朝鮮人の内地在住のあり方を明確にいたすとともに、また隣邦民族との融和ということも基調にいたさねばならぬと存じておるのであります。

教育に對しましての具体的措置をいたしまして、もとより日本の学校教育の基準法によりまして、日本人と同等の教育を受けまことは問題はなないのでありますけれども、少くとも朝鮮民族が、それ／＼自己民族のために特殊の教育を行わんといたします意欲に對しましては、これは現在の法規が許す範囲内において、やはり一つの私学的便法を講ずることが當然だろうと思つておられます。これは善隣民族の

よしみとして、円満なる協調の基盤の上に立つて解決をしなければならぬと考へておるのであります。私どもは、文化的平和と日本を建設してまいります上からは、隣邦朝鮮とは永遠に友好的な將來を保持しなければならぬと存じておるのであります。少くともこれは、今日現段階より速やかに出発すべきであると思つておる次第であります。少くとも事件解決は、この見地から政府がしてもらいたいと思つておられます。しかし、この円満協調、善隣友好の基礎の上に立つといへども、さきに申し上げましたごとく、断固として、日本に在住する限りにおきましては、法治國日本の秩序保持というところに、また日本政府としての権限を保持せねばならぬと考へております。

かように考へてまいりまするときに、最も遺憾に存じますのは、神戸事件におきましては、共産黨の黨員であります神戸市会議員の堀川一知君が、この煽動者として檢査されておるのであります。そのほか八名の共産黨員が檢査されております。少くとも善隣友好、円満協調の上に立つてまいらねばならない際に、これら日本人であるところの共産黨員諸君が、民族離間をも來しかねまじきところの煽動的行爲をいたし、今日の不祥事件を起しましたことは、日本民族として、愛國的眼地よりまことに遺憾至極にたえないと思つておられます。(拍手)

以上述べました二点に關しまして、この際政府の明確なる御所信を伺いたいと思つておられます。(拍手)

〔國務大臣 芦田均君登壇〕

○國務大臣(芦田均君) ただいま御質問に相なりました、神戸市における去る二十三日以後の暴行事件につきまして、政府の方針並びにとらんとする措置についてお答えいたします。

御承知の通りに、わが國に残留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日の連合軍司令部の発表によりまして、わが日本國民と同一の法權のもとに、日本の法規と秩序とに服従すべきものであるという趣旨が明確にされたのであります。その後のわが國内における犯罪檢査の数字等についてみますると、在留民の數に比較して犯罪件數が、朝鮮殘留民の關係するものがすくぶる多いことは、まことにわれ／＼の遺憾とするところであります。昨二十二年中に起つた犯罪件數は、朝鮮人關係において一万を突破しておるのであります。かかる事實に當面して、政府は治安の維持の上から、これらの問題について常に慎重に考慮いたしておるのであります。わが國の警察力は、終戦以來著しく弱体化しております。また最近の國家警察並びに地方自治警察の組織に着手いたしましてから日の浅い影響もありまじやう、警察力の弱さを回復することはきわめて困難な状態にあり、またその相互の機關の間に、おける上下左右の連絡においても、きわめて遺憾な点があるやに考へておる次第であります。

これらの状況に鑑みて、ただいまの御質問のうち、まず最初に神戸市において引起された暴行事件の処置について、政府がいかなる方針をもつておるかという点を明らかにいたしたいと思つておられますが、現に暴行事件に關

係したる容疑者の檢査については着々進捗いたしております。遠からず事實の真相は発見得ると思ひますが、他方、兵庫縣知事並びに檢察官のつたる當時の処置については、先ほど後藤君より詳細説明のあつた通り、前後の事情からして、生命財産の危険を賭するにあらずんば、朝鮮人一部の要求を拒否することはきわめて困難な事情にあつたと信ぜられるのであります。われども、その當時の事情については深くこれを諒とするものでありますけれども、同時にまた日本國民に奉仕すべき公務員の態度として、かかる措置がはたしてそのまゝに是認せられるものであるかどうかといふ点は、深く考慮する必要ありと考へておるのであります。これら事情を調査するため並びに現地における連合國軍官憲との連絡のため、地方自治体との打合せのため、昨夕鈴木法務總裁が東京を出発いたしました。おそらく明後日は東京に歸つて、委細の事情を報告し得ることと存じます。その報告をまつて、政府は地方自治團體の市長、知事のつたる措置、あるいは檢察廳當局のつたる措置を檢討の上、適當の処置をいたしたいと考へておる次第であります。

また、今後政府のとるべき方針としては、先ほど申しました昭和二十一年十一月の司令部の発表によつて定まつた通り、在留朝鮮人は、あくまでわが日本の法規と秩序を尊重すべきである、われ／＼と同一の法權によつて律せられるべきものであるという立場を堅持いたしまして、今後十分に犯罪を防止し、また暴行事件等の不幸にして惹起した場合においても、これに對し

て嚴重なる処分をとる方針を決定いたしております。さういふ連合軍總司令部においては、政府の方針と全然符節を合した政策をとるといふ言明を得たのであります。現在日本のおかれおる環境において、法と秩序の維持に十分なる警察力がないといふことはまことに遺憾であります。しかし、今後その運用の改善をはかりますならば、少くも今日よりは能率的なる警察機關をも得ると考へております。しかし、それをもつてしてなほ足らない場合には、必要に應じて占領軍關係と密接なる連絡をもつて、今後の治安維持に遺憾なきを期したいと考へておる次第であります。

なお朝鮮人問題、殊に學校問題につきましては、主管大臣たる文部大臣よりお答えいたしますことといたします。

〔國務大臣 森戸辰男君登壇〕

○國務大臣(森戸辰男君) お答えいたします。朝鮮人の騒擾事件が、教育と學校というきわめて平和な問題から発端したといふことは、まことに遺憾なことと存じます。朝鮮人の兒童の教育の問題は、終戦とともに日本政府の特に関心を拂つた問題でありましたが、昨年學校教育法、教育基本法が行われまして以來は、さらにこの法令を朝鮮の子供たちに適用するか否かにつきまして慎重に考へ、關係方面ともいろいろ熟議をいたしました結果、民主化の方向に刷新された學校において、朝鮮の兒童も日本の兒童と並んで教育を受けるべきことに決定をいたしましたのであります。學校教育法、教育基本法は、御承知のように、新しい憲法に從つて平和主義と民主主義とを基調としたものであります。

以上述べました二点に關しまして、この際政府の明確なる御所信を伺いたいと思つておられます。(拍手)

して、在來の國粹主義や軍國主義を基
本としたものではありませんが、國
語の点を別といたしますれば、隣邦の
民族がそのもとで學んでも多くの不当
な点は存在せず、むしろある点では、
不完全な教育よりは望ましいという部
面もあつたのであります。

昨年かような態度が決定せられたの
でありましたが、ちょうど昨年末、大阪
において朝鮮人兒童の教育に対する問
題があらはれたので、文部省に照會が
あつたのであります。これに対して文
部省は、官學五号によつて、次のよう
に答へたのであります。

記

一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭
和二十一年十一月二十日附總司令部
発表により、日本の法令に服しなけ
ればならない。従つて朝鮮人の子弟
であつても、學齡に該当する者
は、日本人同様、市町村立又は私
立の小学校又は中学校に就學さ
せなければならぬ。また私立の
小学校又は中学校の設置は、學校
教育法の定めるところによつて都道
府縣監督廳の認可を受けなければな
らない。學齡兒童又は學齡生徒の教
育については、各種學校の設置は認
められない。

私立の小学校及び中学校には、教育
基本法第八條のみならず、設置廢止、
教科書、教科内容等については、學
校教育法における總則並びに小学校
及び中学校に関する規定が適用され
る。なお、朝鮮語等の教育を課外に
行うことは差支えない。

二、學齡兒童及び學齡生徒以外の者の
教育については、各種學校の設置が

認められ、學校教育法第八十三條及
び第八十四條の規定が適用される。
三、前二項の趣意を実施するため適切
な措置を講ぜられたい。

これが大阪府の當局に與えられた文部
省の指令であります。これは同時に
全國各地方にも傳へられたのでありま
す。

この文部省の態度の決定された根拠
は、總理が指摘されたように、昭和二
十一年十一月十二日の太平洋方面米國
陸軍總司令部涉外局の発表でありまし
て、「連合軍最高司令部引揚計畫の下
に故國に歸還することを拒む日本にお
ける朝鮮人は、正當に樹立された朝鮮
政府が朝鮮國民として彼等を認めるよ
うな時期が來るまでは日本の國籍を保
有するものとみなされ」とし、また昭
和二十一年十一月二十日附太平洋方面
米國陸軍總司令部涉外局発表による
と、「本國歸還を拒絶して日本に残留
することを選んだ朝鮮人は、昭和二十
一年十二月十五日以降日本に継続して
居住すれば、それに該当する凡ての地
方の法律法令の適用を受けなくてはな
らぬことを十分承知の上で選択を行つ
てゐるのである。それに該当する地方
の法律法令の遵守を彼等に免れさせる
ようない日朝鮮人の有利になる差別待
遇は、一種の治外法權を創設することに
なるのであらう。これはいかなる見地
から見ても正当化され得ないものであ
る」とされておるのであります。昭和
二十一年十二月十五日より以降は、
日本の法令に服しなければならぬの
であります。そうして教育につきまし
ては、先ほど申しました教育基本法、
學校教育法等の法令に服しなければな

らないのであります。従つて在日朝鮮
人の子弟でも、學齡に該当する者は、
義務教育として小学校・中学校に就學さ
せなければならぬのであります。こ
れら就學義務のある者の教育につきま
しては、各種の學校の設置は認められ
ないのであります。もちろん朝鮮人であ
りまして、私立の學校の設置につ
きましてはできるものであります。しか
しそれは、學校教育法に基いて監督官
廳の認可を受けなければならぬので
あります。なおその際、朝鮮語あるい
は朝鮮の歴史、文化を教えるというこ
とは、いささかも差支えないのであり
ます。従いまして、本年一月二十四日
以降、各都道府縣知事に、以上の趣旨
を実施するために適切な措置を講ず
ることになつたのであります。

ところが御承知のように、この問題
に關連し、各地方の學校閉鎖に關連し
て、騒擾の事件をも引起すような事態
になつたのは、返す／＼遺憾なこと
であります。しかし、これはいきなり
學校の閉鎖を命じたのではないのであ
ります。學校教育法に基きまして、私
立學校の場合には監督官廳に許可を申
請しなければならぬ。この許可を申請
するよう、これらの責任者に申し送
つたのであります。それにもかかわら
ず、責任者は、この認可の申請をどう
してもいたしません。あるいは頭から
これを拒否いたしましたので、かよう
な學校に対してのみ閉鎖をいたさざる
を得ない実情にあつたのであります。

日本の法律が學校教育に關して行われ
る以上、これはまことにやむを得ない
事態であつたと思ふのであります。
實は、かような學校閉鎖とこれに伴

う措置につきましては、多くの困難を
伴うことはすでに御承知の通りであり
ます。朝鮮人の學校問題に關しまし
て、文部省がかような態度をとりまし
たのに対して、朝鮮人の、殊に一部の團
体においては、強い反對があつたので
あります。その最も中心的なものは、
朝鮮人の教育の自主性ということを強
く主張した点であります。この点、一
應もつともな面も存在するのでありま
すが、他面このことは、日本の學校教
育法並びに教育基本法に従わなとい
う面をもつておるのであります。日
本の法令に従うことを承認の上日本に
残留しておる朝鮮の方々には、學校教育
についてもこの法律に従ひ、しかも軍
國主義的な形を脱した刷新日本の教育
制度に服していただきたいと思つてお
るのであります。なお、これに續いて
要求されておりますのは、教育費の國
庫負担ということでございます。これ
は一般の私立學校と同様に行うべきで
あります。特に朝鮮人の學校に對し
て有利になすという取扱ひはいたされ
ないのであります。日本の私立學校
に對してよりも、より不利な扱ひはい
たしてはいないのであります。

なお第三には、教育資材の配給とい
う要求があらはれましたが、しかし、こ
れは朝鮮の學校に對して特に有利に扱
うということではなく、日本の私立學校
一般に對すると同様の取扱ひがなされ
ておるのであります。かような要求が
なされますが、これらに對しまし
て、朝鮮の人々のうちでも穩健な人々
は、日本の大体の方針、殊に日本の法
律と秩序を守るといふ点には、十分な
賛意を表しておるように見受けられる

のであります。が、他面、この問題は
朝鮮の民族、文化等に關連もあつた
るので、民族性に対する強い運動を展
開する素地になり得るのであります。
かような事態におきまして、殊に國際
的の情勢とも關連があり、一部の政治
的の勢力がこの問題を強く煽動の種と
したという面もあつて、この問題
は、朝鮮の方々の多く居住している地
方におきましては、重大な問題になつ
たことは御承知の通りであります。問
題は、教育と、そうして學校の問題以
上の、ただいま御指摘になりました司
法警察の問題にまで發展をいたしました
のであります。それらの問題につきまし
ては、むしろ文部省の範圍を越えたの
であります。が、文部省といたしまし
てのこの問題に對する態度は、從來一
貫してその態度はかえず、日本の學校
教育法に從うて朝鮮人兒童の教育も行
われなければならぬということを堅持
いたしておられます。將來も堅持し
たすつもりであります。しかし、この
実行に關しましては、教育のことであ
りますから、あくまで親切に、しか
も実情に即して問題の解決に進まな
ければならないと存しております。

さらに、學校が閉鎖された場合、こ
れらの朝鮮の子供たちの收容につきま
して遺憾があることは、きわめて望ま
しきことであります。ので、万全を盡
して、閉鎖された學校の兒童の收容に
對する態勢を整えております。なおこ
れらの學校におきましては、民族的な
差別の扱ひがないように、先生におい
ても、子供においても、隣邦の子弟に
對して十分な友情をもつて、新しい教
育のもとに手を携えて勉強するような

ふうに指示をいたしておるのであります。朝鮮の學校の關係者につきましても、最近お集まりを願つて、日本の學校教育當局のもつております、また日本政府の抱懐しております考えを、十分に懇篤に説明をして、御協力願うように努力いたすつもりであります。

なお、最後に申し述べておきたいことは、この問題は、隣邦朝鮮と、また敗戦日本の、両民族の間にある問題でありまして、これが民族感情の反撥にならないように、あくまで努力いたさなければなりません。そのことは、東洋が平和な國として成長したすには何よりも大事なことであると思つております。新しい憲法は、さいわいに平和主義と民主主義とを基調としたし、新しい學校教育と教育基本法とはこの精神によつておりますので、どうか新しい教育の精神を生かして、兩國民が平和と民主の線に沿つて手を携へて伸び行くように、私も文部當局としては最善の努力をいたしたいと存じておる次第でございます。(拍手)

〔政府委員松永義雄君登壇〕

○政府委員(松永義雄君) 大阪及び神戸における不祥事件は、まことに法務廳として慨嘆にたえない次第なのでございます。

大阪におきます、朝鮮人の府廳に對する押しかけ問題は、ただいま前田君よりの御説明によつてはつきりいたしております通りに、多数の者が、知事の設置者に対する命令に抗議を申し入れるために府廳に押しかけまして、そうして、ほとんど騒擾にも思われるような行動に出ましたために、遺

憾ながら約二百名の者が、現行犯として逮捕せらるるに至つておるのであります。

なおまた神戸におきましては、去る十日に、學校閉鎖命令に端を発しまして、これに應じないところの朝鮮人の人々が、團體あるいは職員の見え方を先頭に立てまして、校舎明渡し絶対反対、日本側學校轉學拒否等を決議いたしました。兵庫縣知事に対して面会を要求していつたのであります。四月十四日午後二時ごろでありまして、在日朝鮮民主青年同盟委員長ほか約三十名の者は、教育部長に對し學校明渡しの反対陳情をなすべく縣廳を訪問しました。その際知事におきましては、他用がありまして、差支えがありましては、ただちに面会する機会を得なかつたのでございまして、押しかけて参りました朝鮮人の團體の人々は、徹夜縣廳内の部屋中にいすわりまして、そうして知事に対して面会を強要してやまなかつたのであります。十五日午前二時ごろ、知事より、これらの抗議申入者に対して会見すべき旨通知し、しかして、兵庫縣外務局長室において面会したい旨を申し入れましたところが、副知事室を占拠しておりました前記の朝鮮人の團體は、どうしても副知事室において面会せんことを強要してやまないものでございまして、ついに午後一時三十分に至りまして、學務課の公務員の方が、知事から立ち退かれないとの要求をいたしました。午後四時五十分、さらに立退要求書を副知事室において三回にわたつて読み上げるに至つたのであります。

す。しかるに、これに對してもなお朝鮮人の團體の人々は、これに應ずる色もないのでありまして、やむを得ず生田警察署木村警部は、退去をこうやつて要求されているのであるから、どうかここを立ち去つてもらいたい、もしこれに應ぜられないときは、やむを得ず住居侵入罪に問われるようなことにならぬとも限らぬから、速やかに立ち退くよう、約二十分間にわたつて最後の勧告をいたしたのであります。これに對してすらも、彼らはこれに應ずる氣配はなかつたのであります。このことからしまして、はなはだ遺憾なことでありまして、建造物侵入罪の現行犯としまして、約七十名の方が檢査されるに至つたのであります。しこうして二十四日に、きわめて嘆かわしい不祥事が遂にまた再発するに至つたのであります。あたかも二十四日に、二十六日ごろに至つて朝鮮人約三十名がデモをやるかもしれないというような情報はいつたというので、二十四日午前九時、兵庫縣廳の知事室で、知事、神戸市長、國家警察長、神戸自治警察局長、檢事正らが相寄りまして、警備対策を協議しておりましたところが、朝鮮人約五十名が、何千名という團體をあとに受けまして、乱入してまいりまして、あるいは電話を壊し、あるいは暴行、喧嘩を極めて、外部との交通をまつた遮断し、知事に対して學校閉鎖の申入れの撤回を要求したのであります。あるいはまた警察長、あるいは檢事正に對して、拘留中の被疑者の釈放並びにその他の行動について何らの処分も行わない旨の誓約を要求するに至つたのであります。まことに

事態は極度に不安の体を呈したのであります。当日午後十時に至りまして、軍政部からは非常事態發生の宣言が発せられまして、知事及び檢事正、檢察廳の人々は、これらの趣旨を体しまして、翌二十五日午前三時ごろから、鮮人の檢査に當つたのでございまして、

しこうして、先ほどもお話がありましたごとく、早速に法務總裁においては神戸の現場に向かわれ、さらに最高檢察廳の檢事の方々も現場に出張せられて、その調査に當つておられるのであります。この一兩日を凝ますれば、その真相が明らかになると思つてあります。その結果によりまして適當の方法を講じ、不安を一掃し、そして秩序を回復したいと期待いたしてゐる次第であります。

生産管理の問題に關する緊急質問 (林百郎君提出)

○議長(松岡駒吉君) 生産管理の問題に關する緊急質問を許可いたします。林百郎君。

〔林百郎君登壇〕 ○林百郎君 生産管理を理由としまして、労働組合の檢束事件が方々に發生してあります。先月、産別系の印刷出版労働組合である愛光堂の労働組合員が十一名檢査されておるのであります。續いて今月の七日になりまして、新橋のメトロ劇場の従業員が七十八名檢査されておるのであります。續いて今月二十二日になりました、日本タイプの従業員が二百四十五名檢査されておるのであります。この事態は、長野縣鐵道通信工業株式會社その他山梨縣

の甲府等、地方にも所々に發生しているものであります。憂慮すべき事態になつてゐると思つてあります。從つて、この際は、責任主管大臣であるところの労働大臣と法務總裁に對して、次の点を質問してみたいと思つてあります。

まず第一には、生産管理が行われる場合には、言ひまでもなく資本家側が生産を放棄しようとする場合において、労働組合員が自己の生活の必要上、その他生産の必要上、この生産を守ろうと云ふような場合に多く起きてゐるのであります。また法律の精神から言ひまして、法律上所

有権が行使される場合には、それが國家の利益と公法上の利益が守られる限度において、正當に行使がなされなければならぬのであります。從つて、生産が放棄されようとする場合に労働組合員がこれを守ることとは、法律上も許さるべきものであるし、また現下の政治、國家の現状から言つても、これはむしろ守つてやらなければならぬかと思はれるのであります。それで政府の方針は、一体生産の確保が重要なのか、あるいはかきに生産が放棄されても、とにかく資本家がこの生産手段を法律上支配することが重要なのか、いずれを現下の政治情勢からいつて守るべきものと見るかという点を、第一にお聞きしたいと思つてあります。

その次に、生産管理そのものについて、生産管理だということを理由にしてこれを取締る法規はないかと思つてあります。もし生産管理が取締りを受けるとすれば、生産管理中に發生す

るところの刑事上の具体的な諸事、たとえ家宅侵入あるいは横領、窃盗、背任、器物毀棄という具体的な事実が發生した場合に、初めて取締りの対象となるのであります。この点について、政府はいかなる考えをもつてゐるか。いわゆる生産管理そのものが取締りの対象になるべきものではなくして、生産管理中に發生する具体的な諸事態が取締りの対象になつた場合に初めて司法権なり行政権の発動を見るべきものかと思ふが、この点についての政府の見解を質したいと思ふのであります。

殊に最近におきましては、刑事上の取締りを受けるべき諸事態が發生しないうちに、いわゆる民事上の仮処分という形をとつてゐるものであります。大體、先ほど申しました生産管理の場合には、まず第二組合が結成され、仮処分の申請をして、裁判所が仮処分を許すと同時に、生産に従事してゐるまじめな労働組合員が職場から追ひ出されてしまつて、会社の言うことを聴く、いはゆる御用組合——一部の者がだけが生産の職場にはいつて、ここに摩擦が起きてくるのであります。

殊に長野縣の例を見ますと、組合員が三百四十名對二十一名で除名されておき、クロズド・ショップによつて当然組合員から除名され、かつ会社から処分されなければならぬ者が、仮処分の力を借りて三百何名を追い出して、二十何名の者が職場を守ろうとしようとする態が發生してゐるのであります。これは政府の仮処分の方針が、むしろ生産を阻害しようとする者を護

つて、まじめに生産に従事しようとする労働組合員を処罰の対象にしてゐるというところは明らかだと思ふのであります。

最近の事態を検討してみますと、むしろこの生産管理によつて、いろいろの検査事件その他不慮の事態が發生してゐるのであります。この不慮の事態の原因は、むしろ政府側が挑発してゐる。円満に組合員が資本家側と交渉して事態を收拾し、一日も早く産業を復活し、生産を常態に復そうと思つてゐる際に、会社側がその交渉に應じなくて、ことさらに仮処分の手段によつて執達吏を派遣し、この執達吏に対する組合員の摩擦が公務執行妨害というやうな形になつて検査される場合が非常に多いのであります。かかる刑法上具体的な処罰の対象の事態が生じない際に仮処分を行い、執達吏を派遣し、公務執行妨害の理由をもつて組合員を拘束するといふことは、明らかに労働組合法の第一條、殊に第二項の、刑法第三十五條その他の取締りの適用は正當なる労働組合運動には適用しないといふ、労働組合運動を保護すべき立法趣旨である労働組合法が無視されてゐる結果となると思ふが、この点についての政府の所信を質したいと思ふのであります。

次に労働大臣にお尋ねしたいことは、労働組合法の改正の問題であります。

加藤労働大臣は、就任の際に、労働法の改悪については自分は職を賭して閣内でも闘うといふことを聲明されておるのであります。また四月二十四日の朝日新聞における新聞記者との会見

談におきましても、もし政府が改正を行つたならば、私を罷免してからでなければやれないといふことを聲明されてゐるのであります。しかるに、三月二十七日の全官公廳の爭議に関する徳田球一氏の緊急質問に対するお答えとしては、行政措置としては、できるだけさうなことをしないようにいたしたいと思ふが、他の面から行われる場合にはやむを得ないといふやうな答弁もあるものであります。職を賭して、自分を罷免しない限り絶対政府にやらせないといふ言葉と、行政措置としてはできるだけさうなことをしないようにしたいと思ふといふ見解との間には、相違があると思ふのであります。労働法の改正に對し、労働大臣の所信はいかなるものであるか、この点を質したいと思ふ。

以上の点について、私は緊急質問をいたす次第であります。(拍手)

(國務大臣加藤勤十郎登壇)

○國務大臣(加藤勤十郎) たいだいの林君の御質問にお答えします。生産管理の法的解釈につきましては、所管大臣である法務総裁が答へられることと存じますが、ただ一点、私にお尋ねになりました、物を生産することが大體事と思ふか、所有權に関する資本家の支配が重いとするか、こゝろいう点について、どういふ見解をとるかという御質問でありましたが、もとよりわれわれは、殊に今日の日本の現状におきましては、生産の高まることをこそ重視しと見るものであります。もちろん、このやうな見解をとるにいたしたとしても、生産管理によつて起る原因をたずねますならば、ひとしく生産増強の

ためであるとは申しましても、その間に財産權と労働權との均衡が保たれ、一方が一方を圧するといふやうな不均衡な状態にならないようにしなければならぬといふのであります。私どもとしては、こゝろいう事態が發生しないやうに、事前に労働者側の完全な理解が必要であると考えまして、労働省としてはさういふ方針に進んでいきたいと考えております。

それから第二の労働法規改悪の問題につきましては、私は三党政策協定の條項にあります。日本の健全なる労働運動を阻害するがごとき改悪は行わないといふ、この三党政策協定の精神に則りまして、今日日本の実情に鑑みて、これを強調する必要ありと感じます。すなわち、労働者に不安の念を懷かしめないことが生産増強への大きな力である、こゝろ考える点から、私は労働者にいやしくも不安を感じしめるがごとき労働法規の問題には手をつけるべきでない、こゝろはつきり言うておる次第であります。

また三月二十七日の私の徳田君に対する答辭とこの私の主張との間に違ひがあるように思ふが、こゝろお話をいたしました、私は行政措置として云々といふやうなことはあり得べからざることを思ひますので、何かこれは林君のお考えでないかと感じます。今日といへども、私は依然労働法規の問題については——もちろん政府として、ただちにこれを行つとか行わないとかいふことを約束するといふことは、それこそ國會の立法權に関することであるから、約束すべきではないと思ひますが、労働大臣獨自の見解として

ては、少しも變らない見解をもつておるといふことを申し上げておきます。(拍手)

(政府委員松永義雄君登壇)

○政府委員(松永義雄君) たいだいま林君からの御質問の点で、生産管理が犯罪行為でないといふことにつきまして、御承知の通りに、労働者諸君の團結、また同時に財産權を擁護いたしておるのであります。この二つの權利は平等の立場に立つてゐるのでございます。しかし労働者諸君は、争議をなさるときに、その争議の内容の点であります。が、同盟罷業あるいは工場閉鎖等に見ましても、大體におきまして労働の停廃あるいは経営の停止等、民法上の解釈から申しますと、債務不履行の状態を呈するのであると思ふのであります。しかして生産管理は、さうした消極的な債務不履行とは違ひまして、積極的な争議行為に出るのであります。その争議行為そのものにつきましても、いふやうな考へなければならぬのであります。が、その生産管理におきまして、多くの場合、争議のときには、経営者の意思に反して経営者の所有物を製造に使用し、あるいはこれを販賣する等の行為を伴うのであります。すなわち、積極的に経営者側の經營を排除するやうな形が現れてくるのでございます。従つて、そこに争議團體の専断行為が行われて、あるいはまた、延いては経営者側のいろいろの行為が伴つてゐるやうな不祥事を起しておることは、まことに遺憾であります。が、ともかくもその争議行為に伴ひまして、経営者の意思に反し

て經營者の所有物を製造の具に供し、かつこれを販賣する等の行動に出ますときには、いきおい、それが家宅侵入であるとか、あるいはまた積領であるとか、あるいはまた窃盗であるとかいふた行爲に伴ひやすいのであります。従つて、生産管理が争議行爲として行われる場合におきましては、憲法におけるいわゆる財産権と團結権とのこの勞資對等の立場のうちに不安な因子が含まれておるし、それが発生するおそれがあるので、生産管理に對しては、そうした刑法上の問題に觸れるような行爲に伴ひやすいのであります。法務廳としては、これに賛成いたしたくないのであります。具體的に伴う行爲に對して罪となるというところに止まらず、ただいま林君の方からの御質問に對して、生産管理そのものにつきましては決して犯罪行爲ではないけれども、しかし、その具體の場合にそうした行爲の伴ひやすいということにつきましては、まことに困つたことであると考えています。

さらに民事上の仮処分のことに関する問題であります。たとえば日本タイルにおけるところの工場争議におきまして、仮処分の民事訴訟的行爲のとられましたことは、これはたゞいまでも申し上げましたごとくに、經營者の意思に反して占拠しておるために、民事訴訟的に經營者が仮処分をいだし、そして、そうした占有を回復することになつたのであると承知いたしておるのであります。こうした仮処分に對しては、御承知の通り民事訴訟法によりまして、またその対策が講ぜられるのであります。争議團體としては、民事

訴訟法によつて対策を講ぜられることがもつとも適當ではないかと存するのであります。ただその際、經營者側の仮処分に對しては、争議團體側から不法な行爲を伴ひまして、ただいまのような公務執行妨害であるとか、あるいは傷害罪といったような行動を伴つておりまして、檢査をみてゐるのであります。こうした民事訴訟法的な仮処分行爲に對しては、民事訴訟法的の対策を講ずべきであると存するのでございませう。(拍手)

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案(内閣提出)

○山花秀雄君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案を議題となし、委員長に報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案を議題といたします。委員の報告を求めます。決算委員長竹山祐太郎君。

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項及び經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第二項中「施行後一年を

限り」を「昭和二十三年五月三十一日まで」に、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法附則第二項中「五月二日」を「五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

國家行政組織法の施行されるまでの間、行政官廳の職員に對する定員については、政令でこれを定めることができる。但し、予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

○竹山祐太郎君 たいだいま議題となり、國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案について、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の行政官廳法は、この五月二日をもつ効力を失つております。また經濟安定本部は、四月三十日までをもつてやはり効力を失つてありまして、それに伴ひ法律につきまして、政府は國家行政組織法といふがごとき法律を制定して、この期日までに國會の審議を得ることができないことに相なつたのであります。そこで、この際五

月三十一日までこの経過のための暫定法律の処置を求めてまいりましたのが、この法律の趣旨であります。なおこれに関連して、各省官制に関する問題がやはり同様五月二日をもつて切れますので、これも同様の措置を講ずる必要があるわけであります。

本日委員會を開いて政府の説明を求め、また國家行政組織法の内容等について質疑を繰り返したのであります。が、國家行政組織法についての幾多の問題はありますが、政府の現在の暫定措置については、政府の処置を各党とも了承いたして、委員會としては質疑を打切つて、全会一致これを承認することにいたしましたのであります。ただ、國家行政組織法といふ法律がないのに法律施行に伴う問題といふ表題が不適当と考えまして、委員會としてこれを修正することに全会一致決定いたしました。この表題及び附則の中に國家行政組織法云々とありますのを國家行政組織に関する法律の制定施行まで云々というふうに修正をいたすことに決定をいたしました。

以上、委員會は全会一致修正案を可決確定いたしました次第であります。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告通り決しました。

夏時刻法案(内閣提出)

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

○山花秀雄君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、夏時刻法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。夏時刻法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員會理事山下榮二君。

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

夏時刻法案

【都合により第五十五号の末尾に掲載】

【山下榮二君答覆】

○山下榮二君 政府提出にかかる夏時刻法案の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、欧米各国におきまして古くより実施せられ、好成績をあげております。いわゆる夏季の一定期間を限り標準時より一定時間繰下げた時刻を常用する制度のきわめて合理的かつ有益なる制度に鑑みまして、これをわが風土に適合するようにして採用しようとするものであります。以上の趣旨のもとに本国会に提出せられ、労働委員会に付託となつたのであります。

しかして本委員会は、四月二十六日並びに二十七日の二回にわたつて委員会を開会し、審議をいたした次第であります。政府からは法務廳の松永政務次官、労働省の大矢政務次官その他の政府委員が出席せられ、眞摯なる説明があつたのであります。

以下、その主要な利点を申し上げます。第一に、國民生活において日光を十分に利用することによつて、國民保健の増進に寄與すること、第二に、光源としての日光を十分利用することによつて電力、石炭等の重要資源を節約することができること、第三に、夏時刻という國民常用の新しい標準時刻を採用することにより、心理的に無理なく、國民の間に日光活用のよき習慣が生れること等にあるのであります。

次に本法案の内容について申し上げます。従来わが國におきましては、中央標準時に従つて國民一般が

これを常用しているわけでありまして、本法案によりますと、毎年四月の第一土曜日の中央標準時の午後十二時から、九月の第二土曜日の翌日の中央標準時による午前零時までの間は、中央標準時より一時間ずつ繰下げた時刻を用いるというのであります。すなわち、俗に申しますと、時計の針を一定時間進めた時刻を新しく夏時刻と定め、原則としてこれを常用すべきものとしたのであります。もつとも、法令、條約等その他によつて國際關係や學術上の必要から特に中央標準時によることを定めた場合は、例外として中央標準時によることとなつております。但し本年は、すでに本則に定める四月の第一土曜日を經過しております關係から、本年の実施は特に五月の第一土曜日、すなわち五月一日の午後十二時と定めたのであります。

以上が、本法案の大体の趣旨並びに内容であります。が、本法案に対する質疑は四月二十六日終了して、四月二十七日討論に入りましたところ、民主黨の川崎秀二君より各派一致の修正を述べられ、原案に対する修正議決をいたした次第であります。そのおもなる修正点は、政府の原案が難解で國民によくわからないと思われまふので、本法案を三箇條にわけまして、第一條に夏時刻の期間と時刻を定め、第二條に時刻切替の方法を規定し、第三條に施行に關する關係を規定したのであります。

詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。以上簡単にありますが、委員会の御報告を終る次第であります。何とぞ各位の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣 森戸 辰男君
文部大臣 永江 一夫君
農林大臣 加藤 勘十君
労働大臣 吉米地義三君
國務大臣 一松 定吉君
國務大臣 船田 亨二君
國務大臣 船田 亨二君
出席政府委員
法務政務次官 松永 義雄君
國家地方官 齋藤 昇君
國家地方官 齋藤 昇君

【第三十二号参照】

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的
政府は、最近における貨銀物價等経済情勢の推移、課税の実情に照し、租税負担の軽減を図る等のため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき改正を行ふ必要があると考え、目下検討中である。この改正案は近く

成案を得て國會に提出する方針であるので本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し特例を設け、所得税法の改正案が國會で可決された後、改正規定に従つて四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにすることが、負担の点から見てもまた官民相互の手数から見ても適當であると考えられるのである。従つて、本年に限り所得税の四月予定申告書は本年五月一日の現況によりこれを記載し、五月一日から同月三十一日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も五月一日から同月三十一日までとして、それより一箇月繰り延べることにしたとすることを報告する。

二、本案の可決理由
政府は、経済情勢の推移に應じ、國民租税負担の公正を期するため、所得税法の改正案を検討中であるので、所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關する特例を設ける必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年三月二十五日
財政及び金融 早稻田柳石エ門
融委員長
衆議院議長松岡駒吉殿

【第三十三号参照】
地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
普通地方公共團體の職員に關し

て規定する法律は、地方自治法附則第一條第二項の規定に依り、昭和二十三年四月一日までにこれを制定しなければならぬのであるが、この法律は地方公務員制度の基本をなす極めて重要なものである。更に慎重考慮を要するものが少なくないのみならず、國會において充分な審議を盡さねばならぬ關係もあり、当初予定した本年四月一日までにこれを制定することは、到底不可能となつたので、法案は五月一日までに國會へ提出すべきものとし、地方自治法附則第一條第二項をそのように改正せむとするものである。

二、議案の可決理由
地方公共團體の職員に關し規定する法律は、本年五月一日までにこれを國會に提出すべきものとしたのは、法案提出の期限に若干の余裕を有せしめると共に、國會の審議期間を拘束することのないようにするためであつて、これは極めて適切な措置であると認めて、本法案を可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年三月二十六日
治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長
衆議院議長松岡駒吉殿

【第三十四号参照】
煙草專賣法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び特色
最近專賣法違反事件が急激に増

右報告する。

昭和二十三年三月二十九日
財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長
衆議院議長松岡駒吉殿

【第三十七号参照】

昭和二十三年度一般会計暫定予算に
関する報告書

一、本暫定予算の趣旨及び目的
この暫定予算は昭和二十三年度
一般会計予算の提出が遅延するた
め財政法第三十條の規定により、
昭和二十三年四月分の必要なる経
費を計上したものである。この暫
定予算の歳入歳出は各、
二百四十五億九千万円
である。

歳入の面の主なるものは、
終戦処理費 五十九億九千
賠償施設処理費 三億三千六百万円
價格調整費 十五億九千
物資及物價調整事務取扱費 八億八千九百万円
公共事業費 十一億七千九百万円
地方分與税分與金 二十四億九千
復興金融庫等に對する政
府出資金 二十億九千九百万円
國債費 二億五千九百万円
同胞引揚費 五億五千六百九百万円
小学校教育費國庫負担金 二十二億四千六百九百万円
中等教育費國庫負担金 六億九千九百万円
農地改革費

予備費 六億千八百九百万
一億九千
などである。
歳入の面の主なるものは、
租税及印紙收入 百七十三億九千九百万
賣局益金 五十八億三千三百九百万
價格差益納付金 五億五千八百九百万
官有財産收入 二億千八百九百万
などである。

又、この予算実行上必要とする
大藏省証券の発行又は日本銀行よ
りの一時借入金の最高額は、百二
十億九千万円である。

二、可決の理由

以上の諸経費は必要にして急を
要するもので、暫定予算として計
上したことは止むを得ざるものと
認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月一日
予算委員会理事 川島 金次
衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年度特別会計暫定予算に
関する報告書

一、本暫定予算の趣旨及び目的
この暫定予算は、昭和二十三年
度特別会計予算の提出が遅れたた
め、財政法第三十條の規定によ
り、昭和二十三年四月分の必要な
経費を計上したものである。この
暫定予算は、地方分與税分與金特
別会計外二十三の特別会計に関す
るものであり、これを通計すると

歳入 六十六億七千九百万九千
歳出 六十四億四千九百万九千
である。

歳入のうち、國有鉄道事業及
び、通信事業特別会計における設
備建設改良費の財源については、
公債又は借入金によることとして
國有鉄道事業については、八
億九千九百万九千を予定し右公債
又は借入金に日本銀行引受、又
は、借入の限度の総額は七億九
千万九千である。

又この暫定予算の実行上必要と
する大藏省証券の発行又は日本銀
行よりの一時借入金の最高額は、
國有鉄道事業その他七特別会計を
通じて五十六億三千九百万九千
である。

二、可決の理由

この予算の諸経費は、必要にし
て、急を要するもので暫定予算と
して計上したことは止むを得ざる
ものと認めこれを可決すべきもの
と議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月一日
予算委員会理事 川島 金次
衆議院議長松岡駒吉殿

檢察廳法の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、檢察官の職責の重要性
に鑑み、檢察事務運営の適正を図
ると共に檢察の民主化を期するた
め、あらたに檢察官の適格に關す

る定時審査制度を設け、併せて檢
察官の罷免事由を拡張し、更に檢
察官適格審査委員会の構成員の過
半数を國會議員とすることに改め
ようとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、公訴權の適正な実行を
阻害することなく、しかも檢察制
度に対する現下の要請に應え得る
ものと考えらる。ただ、國會議員は
國會を離れて意味はなく、代表者
として選出するのが通例であるか
ら、檢察官適格審査委員会の構成員
たる國會議員選出方法を互選に
限るべきでなく、又数の割当も同
院の議席の割合に應すべきである
との見解を相当とし、別紙の如く
修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年三月三十日
司法委員長 松永 義雄
衆議院議長松岡駒吉殿

〔別紙〕

檢察廳法の一部を改正する法律案
の一部を次の通り修正する。
第二十三條第四項但書を次のように
改める。

但し、委員となる國會議員は、
衆議院議員四人及び參議院議員二
人とし、それ／＼衆議院及び參議
院においてこれを選出する。

臨時資金調整法を廃止する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨
臨時資金調整法は、昭和十二年
九月公布施行せられて以來物資と
資金の需給の適合を図り經濟秩序
を確立することを目的として運用

二、議案の可決理由

最近の專賣法違反事件の激増に
鑑み、この際罰則を強化し予定の
專賣益金を確保する必要がある。
これが本案を可決した理由であ
る。

せられて来たのであるが、最近の
経済情勢は同法が制定せられた当
時とはその様相を異にするに至つ
たので、同法の内容についても種
種検討を加える必要が生じて来た
のである。そこでこの際一應臨時
資金調整法を廃止することが適当
であると認め、ここに臨時資金調
整法を廃止する法律案が提出され
た次第である。

二、本案の可決理由

経済情勢の推移に伴い、臨時資
金調整法に種々検討を加うべき必
要が生じたので、一應同法を廃止
せんとする本案の趣旨は大体にお
いて適切なるものと認めこれを可
決すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

臨時資金調整法の廃止に伴う措置に
関する法律案(内閣提出)に関する報
告書

一、本案の要旨及び目的

今次国会に提出された臨時資金
調整法の廃止に関する法律案にお
いては、必要な経過措置に関する
規定は一切掲げてないので若しそ
のまま施行せられるときは、臨
時資金調整法に基いて適法に行わ
れている行為或いは適法に発行し
又は発売せられた証券、証票等に
ついてこれらが何れも無効となり
これが処理に混乱を生ずる虞
れがあるので、ここに経過措置を

規定する法律案が提出された次第
である。

その要点を述べれば、

第一は、興業債券及び商工債券
については、償還期が到来するもの
については、これを借換えさせる
必要があるもので、借換のための発
行のみは今後も引続きこれをでき
ることとしようとするものである。

第二は、臨時資金調整法によ
り、金資金特別会計が所有してい
る興業債券は、今後引続きこれ
を所有することができるとし
た。

第三は、臨時資金調整法に基
いて発行せられた貯蓄券、福券、貯
蓄債券、報國債券及び所謂宝くじ
並びに同法に基いて取扱われてい
た所謂割増金附貯蓄等について、
この際繰上償還や預金契約を変更
することは却つて弊害を伴うの
で、今後夫々の既に與えられた
條件通りにこれを処理しようする
にすると共に、そのうち所謂割増
金附貯蓄及び所謂宝くじについて
はその取扱又は発売に関して命令
が発せられているため、一切の準
備が既に進行しているものはその
分に限り、特に今後の新たな取扱
や発売をも認めようというのであ
る。

最後に臨時資金調整法に規定せ
られている罰則に関して、同法廢
止後もこれを有効とすることが適
当と認められるので、必要な規定
を設けることとしようとするもの
である。

二、本案の可決理由

臨時資金調整法の廃止に関する
法律案がそのまま施行せられた場
合においては、臨時資金調整法に
基いて適法に行われている行為或
いは適法に発行し又は発売せられ
た証券、証票等について、これらが
何れも無効となりこれが処理に混
乱を生ずる虞れがあるので、
従つてここにその経過措置を
規定する必要がある。

以上の理由により本案はこれを可
決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

大蔵省預金部特別会計の昭和二十
三年度における歳入不足補填のた
めの一般会計から繰入金に關
する法律案(内閣提出)に関する報
告書

一、本案の要旨及び目的

大蔵省預金部特別会計の昭和二十
三年度暫定予算における歳入歳
出は別途提案された昭和二十三年
度特別会計暫定予算に計上してあ
る如く、その歳出は、事務費、預
金利子、他会計への繰入金、給與特
別措置費等合計一億五千八百三十
六万五千円を要するのであるが、そ
の固有の歳入としては預金部資金
の運用による利子、有價証券の償還
による益金等二千六百三十五万
一千円であつて差引一億三千二百十
一万四千円の歳入不足を生じてい
るのである。

本会計における歳入不足につ
いては、借入金でこれを補填す
る方法も考えられるのであるが、
これは本会計の性質に鑑み適当で
ないのみならず健全財政の趣旨に
も副わないと考えられるので、こ
の歳入不足額一億三千二百十一万
四千円についてはこれを一般会計
から繰り入れんとするものである
。なお今回の措置は後日、本会
計の財政状況が健全な状態となつ
た際には、その繰入額に相当する
金額は本会計から一般会計へ繰り
入れることとするため、これに關
する規定も設けてある。

二、本案の可決理由

本会計における歳入不足額は、
これを一般会計から繰り入れんと
する本案の要旨は、本会計の性質
に鑑み、又、健全財政の趣旨にも
副うものと認め、これを可決すべ
きものと議決した次第である。
右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

金資金特別会計法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

金資金特別会計においては、資
金の運用として貴金屬の賣買操作
を行なつては、この操作を行
うに當つては産金法等により新産
貴金屬は全部買上げを要すると共
に、買上貴金屬の國內消費向けの
拂下については連合國司令部の承
認を必要とし、同司令部よりは四

半期毎に國內消費の必要最小限度
の拂下數量を指定されるので、買
上貴金屬の金額は、常に手持貴金
屬の拂下金額を超過している状況
である。ついては、この賣買のアン
バランスから生ずる資金の不足を
一般会計からの繰入金を以て補填
しようとするものである。

しかして本年三月中における買
上貴金屬の支拂所要額は約三千四
百六十九万八千円であるのに対
し、三月中旬の資金残高は約四百
五十万円であるので、差引三千十
九万八千円を四月中に繰り越すこ
とになり、四月中の買上貴金屬の代
金見込額約六千四百八十三万円の
合計額約九千五百二十万八千円の
不足を生ずることとなるのである。

この不足金額の端数を切上げ
て、一億円を別途提案した昭和二十
三年度一般会計暫定予算に計上
すると共に、法律を以てその旨を
規定する必要があるため、金資金
特別会計法にその繰入に關する一
條を設けようとするものである。

二、本案の可決理由

貴金屬の賣買のアンバランスか
ら生ずる資金の不足を一般会計か
らの繰入金を以て補填せんとする
本案の趣旨は大体において適切な
ものと認め、これを可決すべき
ものと議決した次第である。
右報告する。

昭和二十三年三月三十一日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第三十八号参照〕

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)に関する報告書

一、本予算の要旨

この予算は昭和二十三年四月分の暫定予算の追加であつて、その歳入歳出追加額は各、六億四千七百万円である。

歳出は新制中学校校舍建築のために必要な経費に関するものである。

歳入の主なるものは、

各種公團納付金

三億三千九百余万円

公共団体工事費納付金及分

担金 七千百万円

新得税収入 六千百万円

国立病院収入 五千八百余万円

等である。

二、可決の理由

六・三制経費の予算計上は公約済のことであるから、この予算には何等の異議もなくこれを可決した次第である。

なお、水害地復旧の経費は前年度の公共事業費予算の未使用額の中から差繰り支出することとなつてゐる旨の政府の言明を諒とした。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

予算委員会理事 稻村 順三

衆議院議長松岡駒吉殿

臨時物資需給調整法等の一部を改正

する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔本号に掲載すべきところ、都合により第五十号の末尾に変更〕

衆議院會議録第二十六号中正誤

頁段行 誤 正

一五三 三 とりますこ とり、まこ

一六四 二 電業 電氣

一八四 六 とともに ともに

一四四 三 かよすに かよりに

一六三 三 財務委員会 財政委員会

一五三 三 調査 調整

二〇四 八 遺族 家族

二〇三 三 対してのお 対してお答

二〇三 三 答え

二〇三 三 国民労校 国民学校

二〇三 三 私の質問 私の質問

二〇三 三 世情 世上

二〇三 三 農地調整法 農業生産調

二〇三 三 案 整法案

二〇三 三 二つのもの 二つのもの

二〇三 三 どういす どういう

二〇三 三 できるだ速 できるだけ

二〇三 三 やかに 速やかに

二〇三 三 政府 政府